

公告第 3 号

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 29 年 3 月 31 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 羽 田 健一郎

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年公告第 4 号）の一部を次のように変更する。

第 8 条第 1 項を次のように改める。

組合は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）との契約により、次の各号に掲げる事務を基金に委託するものとする。

- （1）保険医療機関若しくは指定訪問看護事業者又は保険薬局に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務（当該療養の給付の審査を含む。次項において同じ。）
- （2）組合員の出産費及び家族出産費（以下この号において「出産費等」という。）の支給申請並びに受取に係る代理契約を締結した者に対する正常分娩に係る出産費等の支払に関する事務

第 8 条の 2 第 1 項中「社団法人国民健康保険中央会」を「公益社団法人国民健康保険中央会」に、「組合員が出産費及び家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給申請及び受取に係る代理契約を締結した者に対する正常分娩に係る出産費等の支払に

関する事務」を「法第 63 条第 2 項の規定により出産費の受給権を有する組合員であった者に代わり出産費を代理受領する国民健康保険の保険者に対し、組合が支払うべき出産費の支払に関する事務」に改め、同条第 3 項中「、委託金の額」を削る。

附 則

この変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。